

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和7年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務
②事務の概要	＜制度内容＞ 被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度。 制度の対象となる自然災害は、10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る災害等、支援法施行令（以下「施行令」という。）に定める災害。 支援金は、「基礎支援金」として全壊世帯、解体世帯及び長期避難世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円に加え、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円が支給される。また、中規模半壊世帯は「加算支援金」のみそれぞれ建設・購入100万円、補修50円、賃借25万円が支給される（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単数世帯の場合は各3/4相当の額）。 ＜事務内容＞ ・千葉県は、発生した災害が施行令に定めるいずれかの災害に該当するものと認めた場合は、国及び公益財団法人都道府県センター（以下「都道府県センター」という。）へ報告するとともに公示を行う。 ・被災世帯が支援金の支給を申請するときは窓口、郵送、マイナポータルから市町村へ申請書類を提出する。申請書類は、市町村での審査を経た後、郵送又はe-Gov審査支援サービスにより千葉県を経由して都道府県センターが受領する。都道府県センターは、收受した申請書類を審査した上で支給を決定し支援金を被災世帯へ支給する。 ＜都道府県センターについて＞ ・都道府県センターは、支援金の支給に関する事務を行う法人（被災者生活再建支援法人）として国から指定を受け、また、全都道府県から委託を受け、支援金の支給に関する事務を行っている。 ・審査に必要な住民票関係情報及び口座情報についての情報照会は、都道府県センターが実施する。
③システムの名称	e-Gov審査支援サービス

2. 特定個人情報ファイル名

被災者生活再建支援金支給申請ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項、別表の104の項。 2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第51条。
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	千葉県防災危機管理部危機管理政策課
②所属長の役職名	危機管理政策課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎6階 千葉県防災危機管理部危機管理政策課被災者支援室 043-223-3402
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	本事務においては、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、確実なマスキング処理等が行われているかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際は、事案の共有や再発防止策の周知を行っていく。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)に則り、次のような措置を講じることで、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・書類を廃棄する際は、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・システムの利用にあたっては、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

變更箇所

[illegible]